

平成 19 年 5 月 12 日

第 33 回租税法務学会定期例会報告レジュメ

－租税法の基本原則と租税教育－

税理士 川井和子

はじめに

社会貢献としての租税教育の取組みについて

1 租税法の基本原則

(1) 租税法の基本原則とは

(2) 日本国憲法の構造

(3) 日本国憲法と租税法律主義

2 公平負担の原則について

(1) 公平負担の原則とは

(2) 公平負担の原則の下での法の具体的中身の変遷
(税政策学的重要性)

3 租税教育の目的

(1) 日本国憲法の構造および租税法律主義の意義

(2) 政治や社会制度への関心を持つことの重要性

おわりに

申告納税制度と税理士の使命



“租税教育”に託すもの

川井和子

11月6日、区立松の木中学校における租税教室の講師を務める機会をいただいた。中学校の教壇に立つという初体験から時間の調整を含めた反省点等も多々あると思われる。しかし、子ども達に対し、「国民が主人公であるわが国」の税についてお話をしたい、という私の願いがこの日実現したのである。以下に当日の模様を少しだけご紹介し、そこで決意を新たにした私の「租税教育」に託す思いを述べさせていただく。

さて、教室に入ると好奇心に満ちた生徒の瞳に迎えられた。まず、将来への夢について聞いてみると様々な希望が語られた。その夢や幸福を実現するためには、教育が必要であり、安全な国でなければならないこと等に話題が及ぶ。そして、そのための費用を賄うために税金が必要であることを説明した。続いて、知っている税金の名前はと聞くと、10を超える税目が挙げられた。中学生も消費税を負担していることもあり、その他の税についても認識していることを確認した。

つぎに、その税金は私たち国民により、その集め方や使い方が決められること。そして、その税金は私たちが自ら計算・税額を確定して申告し、支払うという「申告納税制度」の意義について述べた。その際、複雑な租税法を解釈・適用するためのお手伝いをする「税理士」という職業の紹介をした。

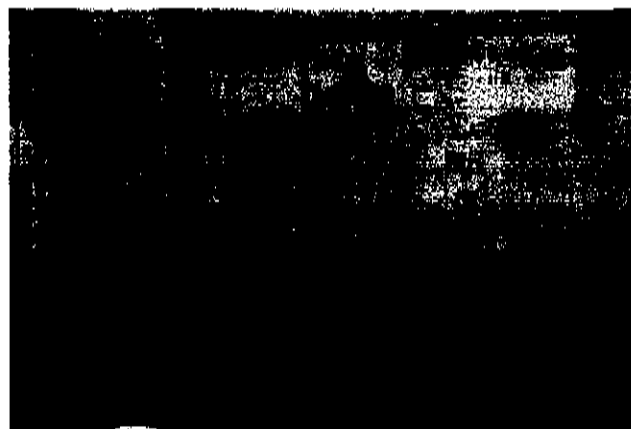
こうして、私に与えられた50分（含ビデオ上映16分）は瞬く間に過ぎたのであるが、限られた時間の中で伝えなければならないことを強く意識した。

すなわち、税とは、国を創った主権者である国民が、国家に信託している公共サービスの対価を

自ら負担するものであるということ。したがって、「租税法は国民の幸福のためにある」ということである。そこで、租税法の正義は、租税法律主義であり、公平負担の原則であるということになる。

私たち一人ひとは、生まれながらにして自由で平等である。税金はそのような社会を実質的に支えるものであり、そのあり方の根底には、思いやりがあることを心に刻んでほしい。その上で、やがて、国の歳入や歳出という税金に関する現状をも正しく認識し、その用途についても監視する権利が国民にあることを学んでほしいと思う。

法の担い手は人間である。租税法の解釈は、一人ひとりの国民の肩にかかっている。民主主義の根幹をなす申告納税制度の維持・発展も国民の法意識によるのである。言うまでもなく、租税教育においては、講師の租税観が大いに影響するものと考えられる。私は、以上に述べたような現行憲法に基礎をおく租税観に立脚し、国民がこの国の主人公であることを、かけがえの無い存在であることを、伝えていきたいと考えている。



租税教育特別委員会の設置

平成18年8月4日の支部幹事会において、租税教育特別委員会の設置が承認されました。当面の委員会の構成メンバーは以下の通りです。（敬称略50音順）

委員長 倉橋 暁

副委員長 富田修一、山崎久美子

委員 宇田川敏一、川井和子、川田 徹、野口 匡、平野弘道、山本文枝、吉川裕一

杉並区内の学校への講師の派遣は、今後、増加することが予想されております。杉並支部の先生方の講師登録への御協力をお願い申し上げます。